

# 土地等の調査及び測量に関する立会謝金等の 取扱いに係る特記仕様書

## 第1 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、受託した新潟県土木部の事業に係る土地等の調査及び測量の業務に際し、土地の権利者等の立会いを要する場合の立会謝金及び旅費の取扱いについて定める。

(支払い対象者の範囲)

第2条 立会謝金及び旅費の支払い対象者は、用地測量に係る土地の権利者、隣接地の権利者及び土地の精通者（区長、地元役員その他有識者等）及び各種調査の調査対象物件の所有者又は調査対象者とする（以下「立会者」という。）。

(立会計画書の提出)

第3条 受託者は、立会いに先立ち、立会計画書（様式1）を監督職員に提出しなければならない。

## 第2 立会謝金

(立会謝金の算定基準)

第4条 立会謝金は、協力時間によって次の表により区分し算定する。

区分	一日の協力時間	支払い額
(1)	4時間を超える場合	「用地測量積算基準及び標準歩掛、物件調査等積算基準及び標準歩掛」の別表に定める立会人謝金の額
(2)	4時間以内の場合	(1)の2分の1の額（100円未満切捨て）

※ 支払い額は一日ごとに算定する。

※ 協力時間には立会いに要する時間のほか移動に要する時間を含めるが、宿泊地に到着してから出発するまでの時間を含めない。

(立会者への立会謝金の支払い)

第5条 受託者は、立会実施後立会者に立会謝金を支払い、立会謝金受領書（兼報告書）（様式2）を徴収するものとする。

## 第3 旅費

(旅費の額及び支払い対象者)

第6条 旅費の額及び支払い対象者については、立会者旅費支払い指示書（様式3）により、委託者の指示を受けるものとする。

(立会者への旅費の支払い)

第7条 受託者は、立会者に旅費を原則として立会謝金の支払いにあわせて支払い、旅費受領書（兼報告書）（様式4）を徴収するものとする。

## 第4 その他

(受領書の確認)

第8条 本仕様書により立会謝金及び旅費を支払った場合は、受託者は、立会者から徴収した立会謝金受領書（兼報告書）及び旅費受領書（兼報告書）について監督職員の確認を受け、それらを監督職員へ提出するものとする。